

# 北海道札幌伏見支援学校 スクールバス運行規程

## (スクールバス運行規程の基本的な考え方)

第1条 自分で通学することが困難な児童生徒に対して、毎日の通学手段の一つとして運行するものとする。

- (1) スクールバスの運行及び利用する児童生徒、保護者の対応などについては、以下に定める運行規程を基本とする。
- (2) その他協議が必要な事項についてはスクールバス委員会にて協議し、校長の決裁をもって決定とする。

## (スクールバスの運行について)

第2条 スクールバスは、以下に定める運行規程に基づき運行するものとする。また、全般的な運行管理についてはスクールバス委員会が行うものとする。

- (1) 民間のバス会社との契約により運行し、運転手1名と添乗員2名が乗車する。運転手と添乗員は、民間のバス会社が雇用する。添乗員は、児童生徒の障がいの特性や一人一人の行動の特徴などについてバス会社や学校で行う研修を受けたり、添乗員ミーティングを通して学校職員と日常的な情報交流などを行ったりするなどして、児童生徒全員が安心安全に通学できるよう日々努める。
- (2) 登校バス1～6コースについては、営業所を出発し、各コースの始発バス停に向かう。8:00過ぎに始発バス停を出発し、各バス停を経由、学校へは9:00までに到着する。
- (3) 下校バスについては、「中送り便」と「下校便」の2便となる。同じルートでの運行となる。
  - 中送り便～13:20に学校を出発する。児童生徒が給食終了後、下校となる日課の場合に利用する。また、行事等により利用する場合がある。
  - 下校便～14:55に学校を出発する。小・中、高等部が午後の授業を終えて下校する一般的な日課の場合に利用する。

## (スクールバスの運行経路について)

第3条 スクールバスの運行経路及びバス停、運行時刻などについて(以下「スクールバス運行計画」)は、以下の事項に配慮してスクールバス委員会にて協議し、校長の決裁をもって決定する。

- (1) 運行経路については、小・中学部の校区である中央区、豊平区、南区を運行し、登校は中型バス6台、6コースの運行とする。(※令和7年度小学部1年から校区は中央区のみとなっている) 中送り・下校便/全校一斉下校便は中型バス4台、4コースの運行とする。
- (2) スクールバス運行計画については、利用する児童生徒の居住地を加味し、本規程に基づいて安全で効率的に運行できるよう配慮して作成する。
- (3) 利用する児童生徒の負担及び事故防止、並びに他の交通機関等への影響も十分考慮する。
- (4) スクールバス運行計画は、基本的に年間を通して同じとする。ただし、冬期間において運行に支障を来す状況が想定される場合は、運用上調整を行う場合がある。
- (5) スクールバスを利用する児童生徒の実態を考慮し、各経路の乗車時間は最大で1時間以内で設定する。
- (6) スクールバスの運行経路は、幹線道路(国道、路線バスが運行している道路等)を主とする。また、バス停は、交通の妨げにならないよう片側2車線の幹線道路沿いに設定し、一箇所で複数の児童生徒を乗車させるなど、運行時間の短縮化を図る。

## (スクールバスの乗車登録、通学利用、バス出発時刻について)

第4条 スクールバスの利用については、スクールバス運行計画及び運行規程に基づいて乗車登録し、利用する。

- (1) 児童生徒の利用にあたっては、支援によって歩行できる児童生徒とする。ただし、児童生徒の状況等を考慮し、スクールバス委員会で検討し、校長の判断を仰ぐ。
- (2) バス停までの送迎は保護者（またはサービス、事業所）が行う。原則、自宅付近のバス停を選択し、バス停から学校間の通学手段とする。
- (3) スクールバスを利用する希望者は、スクールバス利用希望調査書を提出して登録し利用する。
- (4) 原則、利用できるバス停は1バス停とし、前年度末に指定したバス停のみ利用できる。
- (5) 突発的な事情に伴って、利用するバス停を急きょ変更することはできない。  
 <理由>①バス会社との契約上、添乗員は乗車名簿を作成・確認し、児童生徒の乗降の支援を行っている。バス停を急きょ変更した場合、安全な運行に支障を来すことがあるため。  
 ②児童生徒の登下校状況を常に把握する必要があるため。
- (6) 保護者の家庭状況（住居の変更、転職や転勤などの勤務状況など）により、年度の途中でスクールバスの利用を変更することができる。
- (7) 新入生、転入生のスクールバスの利用開始について、次のとおりとする。
  - 小学部の新入生については、入学式の翌日の登校バスから利用できる、ただし、最初の2日間は、学校生活に慣れるための日課として 11:30 下校とし、下校時のバス利用はできない。
  - 中学部、高等部の新入生は、入学式翌日からスクールバスを利用することができる。
  - 他校からの転入生については、登校日の翌日からスクールバスを利用することができる。初日は、安全な登下校への配慮から、保護者との登下校とする。
- (8) 本校バス停は、許可を得て個人宅前や商用施設などの敷地を利用していることから、利用者は以下の点について配慮する。
  - 各バス停における送迎者用の駐車場の確保は、基本、学校では行わない。他の利用者と相談しながら駐車場の確保に努めること。
  - 地域住民との日常的なコミュニケーションや、自家用車の駐車場所などで迷惑が掛からないようにすること。
  - バス停付近の駐車場等の出入りや歩道を横切る場合には、歩行者に十分注意すること。
  - 冬期間は、雪かきを行い、乗降スペースの確保に努めること。
  - バス停利用にあたっての礼儀やマナーを守ること。
  - バス停での児童生徒の安全の確保に努めること。
    - ・車道へ飛び出させない。
    - ・スクールバスが確実に停車し扉が開くまでバスに近づけさせない。 など
- (9) バス発車時刻に乗降が完了できるよう、バス停には時間に余裕を持って行き、待機する。
- (10) スクールバスは、各バス停を定刻で発車することを原則とする。
- (11) バス停までの送迎をボランティアや民間の有料サービスに依頼して行う場合、各サービス機関の送迎担当者との連絡は、保護者が行う。なお、サービスを利用する場合は、保護者は事前に学級担任へ連絡する。保護者の許可・連絡がない場合、添乗員は第三者に児童生徒を渡すことはできない。

#### (運行計画の変更について)

第5条 スクールバス運行計画の年度内の変更及び改廃は、スクールバス委員会により協議のうえ校長の決裁をもって決定する。

- (1) 長期間の道路工事、季節的な交通事情の変化もしくは交通規制等の変更などによる場合。
- (2) その他、より安全かつ円滑な運行が望めると判断される場合。

#### (利用児童生徒及び保護者へ連絡について)

第6条 スクールバス運行計画については、年度当初から何らかの変更などが生じたとき、その内容を速やかに書面などで連絡するものとする。

**(運行の遅れや車両変更等のメール配信での連絡について)**

第7条 運行車両の変更など緊急に連絡が必要な際は、tetoruで連絡する。また、GPSで走行位置を確認し、定刻より30分以上遅れている場合はtetoruで連絡する。なお、GPSの不具合等でGPSを利用できない場合、tetoruで連絡する。(目安は10分程度の遅れ)

**(安心・安全に乗車するための注意事項について)**

第8条 スクールバスを利用する児童生徒及び保護者は、安全に乗車するために本規程に基づきスクールバスを利用する。

- (1) 保護者は出発前に検温及び体調の確認を行う。登下校とも37.5以上の発熱がある場合、安全な運行を妨げる恐れがある心身の不調等の場合は、スクールバスに乗車できない。また、乗車中は薬(座薬等)の使用はできない。
- (2) 保護者は、児童生徒のその日の体調・機嫌など心配なことがある場合は、乗車の際に添乗員に伝える。
- (3) 乗車の際は、排せつ(トイレ)を済ませてから乗車する。
- (4) 落とし物の防止のため、かばん、ハンカチ、マスク、帽子、手袋、傘などの全ての持ち物に、名前を記入する。
- (5) 他の児童生徒への混乱、気持ちの不安定を招く原因となるため、食べ物や飲み物を手に持たせたまま乗車することはできない。
- (6) 外部の音や気持ちの高ぶりで不安定な状況になる恐れのあるとき、保護者の申し出、担任からの連絡票の提出が確認できれば、イヤーマフ、イヤホン、ヘッドホンを使用することができる。さらに、保護者から音楽等のメディアの使用を申し出た場合は、学部・学級と協議の上、認める場合がある。その際、破損・紛失については自己責任であること、使用できるのはバスの座席に着いてから校内に入る前までであることを学部・学級と確認する。
- (7) 荷物の持ち込みについては、車内が狭いことや忘れ物の防止のため、下記のとおりとする。
  - ランドセルやリュックサック以外は、手さげ袋など一つ(原則として児童生徒自身で管理できる範囲)で納める。また、手さげ袋などへの記名も忘れずに行う。
  - 宿泊研修、見学旅行に伴う大きなかばんの持ち込みについては、保護者は学級担任に持ち込み日を連絡し、事前に添乗員に伝えてから行う。
  - 学級費等の金銭は、添乗員に預けることはできない。
  - 危険防止のため、車内には、棒状の物やとがった物などの危険な物、取り扱いに注意が必要な物は持ち込めない。
  - 傘の持ち込みについては、原則として児童生徒自身で管理できる場合とする。折りたたみ傘は、かばんの中で管理できる場合は持ち込むことができる。通常の傘については、校外学習など学校で使用する場合、車内に持ち込むことができる。ただし、安全上、車内では添乗員が一時預かることとする。
- (8) 児童生徒の過失でバスの車内の器物(座席・窓など)を破損させた場合の代償、また怪我をさせてしまった場合は、個人負担となる。万が一のことを考え、損害賠償の保険などへの加入を勧める。
- (9) 乗車中、児童生徒のシートベルトの着用を徹底する。なお、乗車中にシートベルトを外してしまうなど着用が難しい場合は、座席に安全に座るための必要な対応や装具について保護者と相談・確認し、対応する。
- (10) 乗車中に児童生徒が大きく情緒を崩す、シートベルトを外して一人で座ることができない場合、管理職の判断を仰ぎ、乗車指導として教職員が同乗することができる。
- (11) 児童生徒がバス乗車中に周りの児童生徒、添乗員や運転手に対して安全な運行を妨げる恐れがある行動が見られた場合は、添乗員や保護者と連携を取りながら、バス利用ができるように努める。ただし、改善の見通しが立たない場合は、保護者、学校が協議の上、期間を設けてバスの乗車を控えるをお願いをすることがある。

### (安全かつ適切なバス運行を行うための注意事項について)

第9条 学校、保護者及び運転手・添乗員は、安心かつ適切にバス運行するために、本規程に基づき利用及び運行する。

- (1) 事前に欠席する場合やスクールバスに乗車しない場合は、必ず学校に連絡ノートなどで連絡する。
- (2) 当日の欠席や遅刻（登校便に間に合わない場合を含む）は、tetoru を利用し、7：00～8：20までに入力する。また、8：20以降や直接お話しが必要な場合は学校（Tel. 011-520-5003）まで連絡する。
- (3) 添乗員は、乗降口での児童生徒の引き渡しは、「手から手へ」を心掛けて行う。保護者も同様、乗降口での児童生徒の引き渡しを行う。なお、運転手、添乗員は、安全上、バスから降りての乗降の支援は行わない。
- (4) 保護者は連絡ノートで、下校方法及び送迎者を確実に伝える。  
下校バスの迎えの方が学校からの引継ぎと違う場合は、添乗員は学校に連絡する。学校は保護者に連絡・確認し、折り返し添乗員に指示を出す。保護者と連絡が取れない場合、添乗員は身分を証明できる物を確認することがある。
- (5) 定刻に下校バスの迎えの方がいないときは、添乗員は学校に連絡しバス停を出発する。学校は保護者に学校までの送迎をお願いする。
- (6) スクールバスの座席は、児童生徒一人一人の様子を十分に配慮し、乗・降車順序も考慮して決定する。事故などを予防し、より望ましい通学環境を整えるために、座席の調整・移動を必要に応じて行うこともある。その際は、学校より保護者にその旨を事前に連絡する。  
なお、乗車中、児童生徒の情緒が不安定なり、添乗員がやむを得ず座席の変更が必要と判断した場合、緊急的な対応として、座席の変更を行うこともある。

### (スクールバスの安全確保について)

第10条 本校の児童生徒の実態から、スクールバスを利用する児童生徒の安全を確保するために、スクールバス委員会にて以下のものを作成するものとする。また作成にあたっては保護者などの意向を十分配慮するものとする。

- (1) 緊急時の対応をまとめた「緊急対応マニュアル」
- (2) その他、スクールバスの安全な運行上必要と思われるもの

### (スクールバス運行中の緊急対応について)

第11条 スクールバス運行中に児童生徒の発作、体調の急変もしくは交通事故などの安全指導面について問題が生じた場合、添乗員は別途定める「緊急対応マニュアル」により、問題の解決を図るとともに、速やかに学校に連絡を入れ、指示を仰ぐものとする。

- スクールバス乗車時に、児童生徒にてんかんなどの発作、いつもと違う状況や生命に危険が及ぶような事態が生じた場合は、本校の「緊急対応マニュアル」に則り、添乗員が速やかに救急車を呼ぶ対応を取る。日常一緒にいる学級担任などではない添乗員が判断するため、救急車を呼んだ後に症状が軽減することも考えられるが、学校としては早めの対応が重要と考える。

### (交通障害等に対する対応)

第12条 地震、大雨、台風、雪害などによる交通障害が予想されるときは、必要な交通事情や天候等の情報収集を行う。（教頭）

- (1) 前項の災害によりバスの運行を中止もしくは運行計画を臨時に変更することが妥当と考えられる場合は、臨時のスクールバス委員会を招集し、校長の決裁をもって決定する。なお、当日の登校前に臨時休校が決定される場合は、朝6時までに決定し、その旨を職員及びバス会社に連絡を

しなければならない。(教頭、事務長)

- (2) 災害などによりバスの運行中止もしくは運行計画を臨時に変更する場合は、教頭は速やかに保護者などに連絡をし、事務長はバス会社に連絡をする。

#### (感染症への対応について)

第13条 感染症への対応として、バス会社と連携を図り、以下の対応を行う。

- (1) バス会社は、「消毒」や「換気」を行う。
- (2) 保護者は、児童生徒にできる限り「マスクの着用」及び必ず「乗車前の手指消毒」を行う。

#### (添乗員研修について)

第14条 添乗員研修を通して、児童生徒の様子やその対応、運行時の安全確保及び緊急時の対応について、話し合いなどを通して理解を深め、スクールバスの安心・安全な運行に努める。

- (1) 研修内容
  - 児童生徒への基本的な対応、障がいの理解
  - 各学部の授業参観
  - 行事の総練習等への補助・参加
  - 添乗員ミーティング(添乗員の情報交換)
- (2) 研修時間
  - 添乗員一人あたり、一週間に一時間以上実施する。
  - 添乗員ミーティングは、毎週火曜日・木曜日の9:10~9:30の20分間実施する。

#### (タブレット端末の持ち帰りについて)

第15条 児童生徒が家庭に持ち帰る端末の乗車中の対応については、次のとおりとする。

- (1) 児童及び生徒が自宅に持ち帰る端末については、バス乗車中はケースに入れたままとし、そのまま鞆に入れて置くこととする。紙袋などに入れている場合は担当教諭が添乗員に説明して渡す。添乗員は安全な場所に紙袋を置く。
- (2) 乗車中、端末は操作しないこととする。
- (3) 乗車中に端末が何らかの原因で棄損した場合は、速やかにバス添乗員はスクールバス担当に連絡することとする。担当は管理職、学部主事や担任にその旨を連絡する。

以上

附則 この規定は平成29年4月1日より施行するものとする。

令和3年4月1日に一部改訂し、令和3年4月1日より施行するものとする。

令和4年1月19日に一部改訂し、令和4年1月20日より施行するものとする。

令和6年4月5日に一部改訂し、令和6年4月11日より施行するものとする。

令和6年8月20日に一部改訂し、令和6年8月26日より施行するものとする。

令和7年4月2日に一部改訂し、令和7年4月11日より施行するものとする。

令和8年4月2日に一部改訂し、令和8年4月8日より施行するものとする。